

答申第 233 号

情 公 第 1423 号

令和 6 年 6 月 26 日

神奈川県教育委員会

教育長 花田 忠雄 様

神奈川県個人情報保護審査会
会 長 高 橋 良

自己情報開示処分に関する審査請求について（答申）

令和 4 年 8 月 30 日付けで諮問された部活動インストラクターの委嘱に関する文書等一部不開示の件（諮問第 251 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関である神奈川県教育委員会が、審査請求人からの令和4年5月17日付け自己情報の開示請求に対して、一部開示決定を行ったことは妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第18条第1項の規定に基づき、令和4年5月17日付けで、神奈川県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対して、別表の「請求内容」欄に掲げる請求①から請求④までをその内容とする、審査請求人を本人とする自己情報の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、実施機関は、令和4年5月31日付けで、別表の「原処分の内容」欄に掲げる内容のとおり、自己情報の一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和4年6月13日付けで、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分のうち、請求②及び請求④に対する不開示決定の取消しを求める審査請求を行った。

3 審査請求人の主張要旨

（省略）

4 実施機関の説明要旨

- (1) 請求②に係る文書については、審査請求人に係る情報が含まれていないため、非開示とした。審査請求人は、「当該文書は、当初、部活動インストラクター候補者の名簿に審査請求人の名前が書かれていたはずである。途中まで決裁されているはずで、実施機関が起案文書を差し替えたと考えられる」旨主張している。

神奈川県教育委員会教育局の部活動インストラクター取扱要綱では、「校長は、部活動インストラクターを委嘱しようとするときは、委嘱予定者から履歴書を提出させ、当該委嘱予定者の知識、技能及び体力等を勘案

のうえ、選考するものとする」と定めている。今回、部活動インストラクターの委嘱に係る起案文書を作成するに当たって、担当職員が校長に委嘱予定者を確認したところ、審査請求人を委嘱予定者としていなかったことから、起案当初から請求人を委嘱予定者に加えていなかった。

起案者は、起案前に部活動の顧問から審査請求人の履歴書を手渡しされたため、速やかに校長に確認したところ、委嘱予定者ではないことを確認したため、その日のうちに審査請求人に委嘱予定者として確認できていないことを理由に、当該履歴書を直接手渡しで返還している。

上記のように、起案作成当初から審査請求人の情報はなく、起案文書を差し替えたとする審査請求人の主張は失当である。

- (2) 審査請求人は、請求④に対して特定した録音データについて、「記録については、通常、文字に書き起こすはずであり、文書化されているのであれば、審査請求人以外の個人情報に係る部分を黒塗りすることで開示できるはずである」旨主張している。

当該録音データの内容については、未だ、文字に書き起こした形の文書として作成していないため、既に文書化しているという審査請求人の主張は事実誤認である。

5 審査会の判断理由

審査請求人は、請求②及び請求④に対する不開示決定の取消しを求める審査請求を行っていることから、以下、各決定の妥当性について検討を行う。

(1) 請求②に対する不開示決定の妥当性について

実施機関は、請求②に係る行政文書には審査請求人に係る情報が含まれておらず、自己情報の開示請求の対象外であるとして、不開示決定を行っている。これに対して、審査請求人は、当該行政文書は差替えがされており、差替え前の段階では、審査請求人の名前が書かれていたはずであるから、差替え前の起案文書の開示を請求する旨主張している。

当審査会が確認したところ、請求②に係る行政文書は、特定県立学校における「特定年度 部活動インストラクターの委嘱について」と題する起案文書であると認められる。実施機関は、前記4(1)のとおり、担当職員

が当該起案文書を作成するに当たり校長に確認したところ、審査請求人は委嘱予定者には加えていないとのことだったため、当初から当該起案文書には審査請求人の情報は含まれていなかった旨の説明をしている。当審査会が見分したところ、当該起案文書に審査請求人の情報は含まれていないことが認められた。起案文書を差し替えたという審査請求人の主張を証する具体的な根拠も示されていない。したがって、実施機関が請求②に対し、審査請求人に係る保有個人情報が含まれないことを理由に不開示決定を行ったことは妥当である。

(2) 請求④に対する不開示決定の妥当性について

審査請求人は、請求④において、特定日に行われた特定部活動に関する保護者説明会（以下「特定説明会」という。）の記録を請求している。当該請求に対して実施機関は、特定説明会の録音データ（以下「本件録音データ」という。）を対象文書として特定した上で、本件録音データには請求者以外の個人に関する情報が含まれていることを理由に条例第20条第3号本文の規定に基づき不開示決定を行っている。

これに対して、審査請求人は、録音データについては、通常、文字に書き起こすはずであり、文書化されているのであれば、審査請求人以外の保有個人情報に係る部分を黒塗りすることで開示できるはずであると主張している。

そこで以下、実施機関が請求④に対して本件録音データを特定したことの妥当性（ア）、本件録音データに条例第20条第3号本文に規定する請求者以外の他の個人に関する情報が含まれると判断したことの妥当性（イ）、実施機関が本件録音データについて部分開示を行わなかったことの妥当性（ウ）について、それぞれ検討する。

ア 対象文書の特定の妥当性について

実施機関は前記4(1)のとおり、本件録音データの内容を文字に書き起こした形の文書として作成していない旨の説明をしている。当審査会が本件録音データの録音内容を確認したところ、本件録音データは、特定説明会の出席者からの求めに応じて、特定説明会の欠席者に提供する目的で実施機関が録音したものであることが認められた。

以上のような経緯を踏まえれば、本件録音データを文字に書き起こした形の文書を作成していないという実施機関の説明は首肯できる。また、本件請求に係る自己情報開示請求書においても本件録音データを文字に書き起こした形の文書に限定して請求する趣旨であると解し得る記載は認められないことから、実施機関が請求④に対して、本件録音データ自体を対象文書として特定したことは妥当である。

イ 本件録音データに含まれる情報の不開示情報該当性について

実施機関は、本件録音データに含まれる情報が条例第20条第3号本文に規定する請求者以外の個人に関する情報に該当するものとして不開示としている。

当審査会が確認したところ、本件録音データには、特定説明会の出席者の氏名や発言等が記録されており、これらの情報が条例第20条第3号本文に規定する請求者以外の個人に関する情報であり、かつ、同号ただし書アからウまでに規定する例外的に開示対象となる情報のいずれにも認められないことは明らかであることから、実施機関が当該情報を条例第20条第3号本文に規定する請求者以外の個人に関する情報に該当すると判断したことは妥当である。

ウ 部分開示を行わなかったことの妥当性について

上記イのとおり、本件録音データに含まれる情報は、条例第20条第3号本文に規定する請求者以外の個人に関する情報と認められるものの、条例第20条の2は同条所定の要件を満たす場合に実施機関に部分開示の義務を課していることから、以下、本件において実施機関が部分開示を行わなかったことの妥当性について検討する。

条例第20条の2第1項は、「実施機関は、開示の請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるときは、請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない」と規定しているところ、同項の「容易に区分して除くことができる」とは、神奈川県個人情報保護条例逐条解説は、「多くの費用と時間をかけずに又は物理的困難さを伴わずに区分し、削除できる場合をいうものである」としている。

当審査会が確認したところ、本件録音データには、特定説明会における実施機関説明部分と質疑応答部分が記録されていることが認められた。このうち質疑応答部分には、前述のとおり、特定説明会の出席者の氏名や発言等が記録されており、また、実施機関説明部分にも、その一部に審査請求人以外の特定の個人に関する情報が記録されており、これらの情報は条例第20条第3号本文に規定する不開示情報（請求者以外の個人に関する情報）に該当する。そして、電磁的記録という行政文書の性質上、本件録音データから当該不開示情報のみを分離することは、専用のソフトウェア等を用いなければ、困難であると認められるところ、実施機関においてはこうしたソフトウェア等は保有していないとのことであった。よって、本件請求に応じて部分開示を行うには、実施機関において新たに専用のソフトウェアの準備等を要したものと認められることから、「多くの費用と時間をかけずに又は物理的困難さを伴わずに区分し、削除できるとき」とは認め難い。

したがって、請求④に対して部分開示行うことは、条例第20条の2第1項に規定する「不開示情報に該当する部分を容易に区分して除くことができるとき」には該当しないため、実施機関が本件録音データについて部分開示を行わなかったことは妥当である。

(3) その他

審査請求人はその他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 附言

条例は、保有個人情報の開示の実施方法として、本件請求で審査請求人が求めた「交付」という方法とは別に、「視聴」という方法を規定している（条例第24条第2項第2号、条例施行規則第10条）。

この点、本件請求に対して実施機関が特定した本件録音データについては、本件請求で審査請求人が求めた「交付」という方法では前述のとおり部分開示は困難と認められるものの、「視聴」という方法であれば、再生機器の簡易な操作により、条例第20条第3号本文に規定する請求者以外の個人に関

する情報を除外して開示できる余地があるものと認められる。

本件請求においては、結果として審査請求人は本件録音データの内容を書き起こした文書を請求する趣旨であったと認められるものの、今後、審査請求人から、本件録音データ自体について「視聴」の方法による保有個人情報の開示請求が行われた場合には、実施機関としては部分開示の検討を行うべきである。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表

項 番	請求内容	保有個人情報記録 されている行政文書	原処分の内容
①	特定県立学校において、特定日に校長と審査請求人が話をした時の記録（教頭がとっていた記録）	教頭が取っていたメモ	全部開示
②	特定県立学校において、特定年度部活動インストラクター任用に係る起案文書（審査請求人が決裁されなかったもの）	—	不開示
③	特定県立学校において、特定年度部活動インストラクター任用に係る全てが決裁された起案文書及び根拠資料	—	不開示
④	特定県立学校において、特定日に特定部活動保護者に対しての説明会の記録	特定説明会の録音データ	不開示

別紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
令和 4 年 8 月 30 日 (収受)	○ 諮問
令和 6 年 2 月 20 日 (第 340 回審査会)	○ 審議
令和 6 年 4 月 25 日 (第 342 回審査会)	○ 審議
令和 6 年 5 月 24 日 (第 343 回審査会)	○ 審議
令和 6 年 6 月 6 日	○ 審査請求人から条例第 43 条第 3 項の規定に基づき提出された資料を収受
令和 6 年 6 月 17 日 (第 344 回審査会)	○ 審議

神奈川県個人情報保護審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
嘉 藤 亮	神 奈 川 大 学 教 授	
金 井 恵里可	文 教 大 学 教 授	
金 子 匡 良	法 政 大 学 教 授	会長職務代理者
高 橋 良	弁護士（神奈川県弁護士会）	会 長
中 嶋 慶 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	

（令和6年6月26日現在）（五十音順）